

Europe Trends

発表日: 2020年12月10日(木)

英EU間の協議は13日まで継続

～決裂もしなかったが、こう着打開にもつながらなかった～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL: 03-5221-4527)

- ◇ ジョンソン首相とフォン・デア・ライエン委員長との9日夜の会談は、こう着する将来関係協議の打開につながることも、協議決裂に至ることもなく、13日まで協議を継続することで合意した。10・11日の欧州首脳会議後の週末までに新たな政治介入があるかに注目が集まる。
- ◇ 8日に基本合意した北アイルランド議定書の運営内容は、①英国のその他地域から北アイルランドに出荷される物品の98%がEU関税の徴収を免除される、②北アイルランドから英国のその他地域に出荷する場合、EUの輸出申告書の提出が免除される、③英国のその他地域から北アイルランドに農産品を出荷する場合、移行期間終了から最低3ヶ月間、EUの食品安全証明書の提出が免除される。
- ◇ 議定書では曖昧だった移行期間終了後の北アイルランドの適用規則や関税の適用範囲が確定し、EU側が国際法違反とする議定書の内容を書き換える英国の法案修正が不要となった。これは将来関係協議とは独立した協議ながら、英国とEU間で必要な妥協や着地点を見出せることが示された点は、重要局面を迎える将来関係協議にとっても前向きな材料と言える。

9日夜にブリュッセルで行われた英国のジョンソン首相と欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長の対面での会談は、欧州首脳会議後の13日まで交渉担当者間の協議を継続し、72時間以内に合意できない場合、今後の協議方針について改めて話し合うことを約束した。争点の1つである漁業問題を意識してのことか、魚介中心の夕食をともにしながら3時間に及んだ協議は、英EUの主席交渉官や他の交渉担当者も交え、時に熱を帯びたと伝えられる。会談後に欧州委員会が発表した短い声明では、「残された問題について活気ある興味深い議論をした。双方の立場を明確に理解することができたが、両者の間には大きな溝が残っている。問題解決に向けて、交渉チームは速やかに集まり、週末が終わるまでの間に結論を出す」とある。フォン・デア・ライエン委員長は10・11日の欧州首脳会議で協議の進捗とジョンソン氏との会談内容を報告する。その間、交渉担当者間で集中協議が続けられるが、欧州首脳会議の場で将来関係協議の結論が出ることはなさそうだ。欧州首脳会議後の週末に新たな政治介入があるかに注目が集まる。

一方、各種メディアは9日、英国とEUの合同委員会が8日に基本合意した北アイルランド議定書（離脱合意の一部）の具体的な運営内容を報じている（9日付けレポート「[英国は離脱合意を破棄する条文を削除](#)」で言及した基本合意）。北アイルランドは離脱後の英国がEU加盟国（アイルランド）と唯一陸続きで国境を接する地域だが、かつてプロテスタント系住民とカトリック系住民が武力衝突を繰り返したことから、和平合意の趣旨に則り、南北アイルランド間にいかなる物理的

な国境施設も設置することができない。そのため、英国とEUが交わした北アイルランド議定書では、移行期間終了後も北アイルランドにはEUの関連規則や関税が適用されることが決まっていた。

こうした取り決めは、北アイルランドと英国のその他地域（イングランド、スコットランド、ウェールズ）の間で適用規則や関税が異なる事態を生む。英国のその他地域から北アイルランドに物品を出荷する際、同じ英国内にもかかわらず北アイルランド到着時に税関検査や動植物検疫が行われ、EUの関税が徴収される。さらに、当該物品が北アイルランドを経由してアイルランドに流出する場合、徴収された関税はEUに引き渡される。当該物品が北アイルランドにとどまった場合、関税を納めた輸入業者は英国政府に対して関税の還付請求をすることができる。

但し、北アイルランド経由でアイルランドに抜ける恐れがない物品については、英国とEUの合同委員会があらかじめ該当物品を決定し、関税徴収が免除される。英国が租税法案で盛り込もうとしていた北アイルランドに関する離脱合意の内容を書き換える条文は、アイルランドに抜ける恐れがない物品を、英国政府が独自に決定できるようにするための修正だった。

今回、英EUの合同委員会は、英国のその他地域から北アイルランドに出荷される物品の98%がアイルランドに抜ける恐れがないと判断し、関税を免除することで合意した。残り2%の物品については、英国とEU間で自由貿易協定ができない場合、EUの域外共通関税が賦課される。自由貿易協定を締結する場合、英国とEU間の全ての物品の関税がゼロとなるため、残り2%の物品についても関税を徴収する必要がなくなる。

また、今回の合意では、英国のその他地域から北アイルランドに農産品を出荷する場合、英国がEUの食品安全基準から逸脱しないことを条件に、移行期間終了から最低3ヶ月間、EUの食品安全基準を満たしている証明書の提出が免除される。北アイルランドの食品輸入業社（スーパーマーケットなど）は、その間に証明を取得するか、調達先を英国のその他地域から変更する。

この他に、議定書では北アイルランドから英国のその他地域に物品を出荷する際、EUに輸出申告書を提出することが定められていた。英国政府は国内市場法に輸出申告書の提出を免除する条文を盛り込もうとしていた。新たな合意では輸出申告書の提出が免除され、代わりに船積み書類などから該当データを抽出し、物品の動きを監視する。

こうした合意内容は、移行期間終了から3年半後に再考する。合意内容の履行に不満が残る場合、英国とEUの合同委員会の決定に基づき、合意内容の効力を停止できる。

今回の基本合意により、議定書では曖昧だった移行期間終了後の北アイルランドの適用規則や関税の適用範囲が確定し、EU側が国際法違反とする議定書の内容を書き換える英国の法案修正が不要となった。これは将来関係協議とは独立した協議ながら、英国とEU間で必要な妥協や着地点を見出せることが示された点は、重要局面を迎える将来関係協議にとっても前向きな材料と言える。

以上